

大阪市市民活動推進基金団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市市民活動推進基金に基づく助成を受けようとする団体が、あらかじめ市に登録をするにあたっての要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請要件)

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体であること。ただし、民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除くものとする。
- (2) 大阪市内に事務所を有し、大阪市内を活動の拠点としていること。
- (3) 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体暦を含めるものとする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、大阪市市民活動推進基金団体登録申請書（様式第1号）に、団体の概要書（様式第2号）等市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、大阪市市民活動推進基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、大阪市市民活動推進基金の助成対象団体として登録し、その申請内容について公開するものとする。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは、大阪市市民活動推進基金団体登録決定通知書（様式第3号）により、前条の規定により不適合となり登録しなかったときは、大阪市市民活動推進基金団体登録非登録通知書（様式第4号）により当該団体に通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、大阪市市民活動推進基金団体登録変更届(様式第5号)に変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の期間)

第7条 登録の有効期間は、市長の定める日から同日以後3年を経過する日までの期間とする。

2 期間満了後、引き続きまたはあらためて登録を希望する団体は、この要綱の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 登録団体は、当該事業年度の事業報告書等市長が必要と認める書類を、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 前条の書類を提出しないとき。
- (4) 当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(運営委員会)

第10条 第4条に定める運営委員会は、大阪市市民活動推進基金運営委員会設置要綱に基づき設置する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。